

事業者の皆様に向けて罹災届出証明書についてのお知らせ

(令和8年台風25号関連)

被災された事業者の事業再建等に必要な各種支援・救済措置、保険金請求などの手続きの際に罹災したことを証明する公的な書類を求められる場合があります。証明が必要な事業者は、罹災届出証明書の交付申請をする必要がありますのでお知らせいたします。

横須賀市ホームページ総合案内 > くらし・手続き > 防災・安全 > 災害・防災 > 罹災証明書・罹災届出証明書について

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0525/bousainavi/risaisyoumeisyo.html>)にご案内が掲載されています。

(上記ご案内を抜粋)

【申請場所】

10月9日(金)までは横須賀市消防局庁舎4階に申請に係る臨時窓口を設置しています。

10月13日(火)からの窓口は横須賀市本館1号館5階市長室危機管理課となります。

【受付時間】

9時から17時まで(開庁日)

【罹災届出証明書について】

事業者は、「罹災届出証明書」の交付となります。「罹災届出証明書」とは、災害による住家その他建物や家財、自動車等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明するものです。

※罹災証明書の交付は、所有し居住する住家に被害を受けた場合となります。

【申請者】

被害を受けた事業者の代表者(それ以外の方の場合は委任状が必要です。)

【申請に必要なもの】

罹災届出証明書交付申請書

申請者の身分証明書

被害のわかる書類(写真、修繕見積書など)

【申請方法】

罹災届出証明書の申請は、郵送及びメールによることも可能です。

詳細、申請書の書式(罹災証明書関係書類)等につきましては上記ホームページをご覧ください。

(罹災届出証明書についてのお問い合わせは、市長室危機管理課 電話番号: 046-822-8357)

(民生局福祉こども部障害福祉課給付・施設担当 電話番号: 046-822-9488)